

# 両沼地方農業技術情報

発行：福島県会津農林事務所会津坂下農業普及所、JA会津みどり、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町

## 現在、全量全袋検査を継続して実施中です。引き続き、ご協力をお願いします。

出荷する米をはじめ、直接販売する米、自家保有米(飯米、縁故米など)、中米や小米を含めて、全ての米を対象に放射性セシウム全量全袋検査を実施しています。全袋検査を受けていない米は、出荷販売、譲渡、自家消費をしないようお願いいたします。

両沼地方では11月11日現在で、既に当初計画を上回る77万袋を検査済みであり、基準値(100 $\mu$ Ci/kg)を上回る米袋は一切見つかっておりませんのでご安心下さい。

### 1. 放射性セシウム未検査の米をお持ちの方は、できるだけ早く検査をお受け下さるようお願いいたします。

地域内の全袋検査も大詰めを迎え、現在はJA等の集荷済み米袋の検査が主なものとなっておりますが、併せて、直販米や自家保有米の検査を受け入れています。検査場所によっては、担当地域の出荷米の全袋検査が11月中に概ね終了するところもあります。その後は、直販米や自家保有米を対象に、予約制や期日指定で検査を継続しますが、その詳細は町村ごとの広報等で後日改めてお知らせします。

### 2. 秋そばや大豆、小豆は、旧町村ごとに、放射能検査結果が出るまで出荷を自粛して下さい。

秋そばや大豆、小豆は、県が行う放射能検査結果(基準値100 $\mu$ Ci/kg以下)が判明し、生産地の旧町村の出荷自粛が解除されるまでは、出荷(自らが加工・販売することも含む)しないようお願いいたします。なお、各地で検査が進行中のため、出荷自粛が解除された旧町村の情報については、町村役場農政担当部課、会津坂下農業普及所等にお問い合わせ下さい。

### 3. 雑穀類も旧町村ごとに放射能検査結果が出るまで出荷を自粛して下さい。

アワ、キビ等の雑穀類の出荷についても、県が行う放射能検査で基準値100 $\mu$ Ci/kg以下となるのが条件となっています。現在、旧町村毎に検査を行っています。雑穀類を生産販売する予定の方は、町村役場農政担当部課または会津坂下農業普及所にご相談下さい。

### 4. 両沼地方全町村では、平成24年産米ぬかや籾がら等を園芸用マルチや土壌改良資材等として利用することが可能です。

平成24年産の米ぬか、籾がら及び籾がらくん炭は、米のモニタリング結果を踏まえて、両沼地方の全ての町村で、園芸用のマルチ資材や土壌改良資材としての利用が可能となっています。

玄米のモニタリング調査結果を基にした換算値が、暫定許容値400 $\mu$ Ci/kg以下であれば上記の利用が可能と判定されます。

<換算値の求め方>	籾がらの換算値	= 玄米調査結果値 × 「3」(濃度比)
	米ぬかの換算値	= 玄米調査結果値 × 「8」(濃度比)
	籾がらくん炭換算値	= 玄米調査結果値 × 「10」(濃度比)

### 5. 平成24年産稲わらの家畜飼養や園芸品目でのマルチ資材利用等にあたっては、町村ごとの放射能検査が必要です。

現在、町村ごとに稲わらの放射能検査を行っています。各町村5地点以上の調査を実施し、全てが暫定許容値以下となった場合は、流通・利用の自粛が解除となります。会津坂下町、湯川村では検査が終了し、流通や家畜飼養・園芸品目のマルチ資材等としての利用が可能です。会津美里町では牛飼養農家のみ飼料等に利用できます。その他の町村では、今しばらく流通・利用しないようお願いいたします。今後、流通・利用自粛が解除された町村の情報については随時お知らせしますが、お急ぎの方は町村役場農政担当部課または会津坂下農業普及所にお問い合わせ下さい。

なお、長期間ほ場に放置されたことによる放射性セシウムの濃度上昇が懸念されるため、可能な限り平成24年中の収集に努めてください。また、水たまりに長期間浸ったものや、土の付着が多いと思われるものは、セシウム濃度が高くなる傾向にあるため、利用を控えてください。

稲わらは、利用方法ごとに下記の暫定許容値以下であることを確認したものが利用できます。

牛及び馬用飼料とする場合	: 100 $\mu$ Ci/kg (飼料用稲わらは水分80%の値に換算して表します。)
牛、馬用の敷料とする場合	: 100 $\mu$ Ci/kg (飼料の暫定許容値を適用。)
豚、家きん用の敷料とする場合	: 400 $\mu$ Ci/kg (水分12%の値に換算して判定します。)
園芸品目用マルチ・土壌改良資材等としての利用	: 400 $\mu$ Ci/kg (水分12%の値に換算して判定します。)

### 6. 育苗用培土の準備にあたっては、放射能汚染の少ない土壌を採取してください。

育苗用培土の放射性セシウムの暫定許容値は400 $\mu$ Ci/kg以下です。水田や畑の土壌を育苗培土に利用する場合は、表層からは採取せず、放射能汚染の少ない作土層の下の部分から採取して下さい。また、堆肥等を混和する場合は、できるだけ汚染の少ない材料を使用して下さい。なお、採取や利用の前に放射能検査を行ってください。放射能検査を希望される方は、JA会津みどり各総合支店営農担当課にお問い合わせ下さい。

### 7. 山林等の落ち葉を土壌改良資材やたい肥の原料として使用する場合は、放射能検査を行ってください。

山林等の落ち葉は放射性物質の濃度が高い傾向にありますので、できるだけ使用しないでください。そのままほ場に施用する場合は、検査して放射性セシウム濃度が暫定許容値の400 $\mu$ Ci/kg以下であることを確認してください。なお、家畜の敷料に山林等の落ち葉を使用しないでください。

堆肥等の原料として落ち葉を使用した場合は、できあがった堆肥の放射性セシウム含量が400 $\mu$ Ci/kg以下であることを確認してからほ場に施用して下さい。なお、放射能検査を希望される方は、JA会津みどり各総合支店営農担当課にお問い合わせ下さい。

詳しいことをご聞きになりたい方は、会津坂下農業普及所(電話0242-83-2112)、会津みどり地域農業再生協議会(0242-83-1479)、各町村農政担当部課、JA会津みどり各支店営農担当課にお問い合わせ下さい。